

## 新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事務処理体制の概要 照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。 (1)～(2) （略） (3) 局は、2 (2)の照会のうち重要な先例となるような事案で、<u>庁の判断が必要と認められるもの</u>については庁（審理室又は酒税課）へ上申するほか、当該事案のうち庁において審査すべきと判断されるものについては庁へ進達する。 (注) 1 重要な先例となる事案とは、例えば、新たに創設された税制に関連した取引等に関する照会で、その取扱いが明らかにされていないもの等、局における判断が困難と認められるものをいう。 2 庁において審査すべきものとは、例えば、その内容が全国的に波及し、解釈や取扱いを統一する必要のあるものをいう。 (4) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 局における審査事務等 (1)～(2) （略） (3) 取下書処理事務 照会者から、前提となる事実関係の変更等により、当該照会文書を取り下げたい旨の申出があった場合には、文書回答担当者は、取下書（任意様式）の提出を求める。文書回答担当者は、取下書を受理した場合には、その処理のてん末を記録し、当該取下書に係る照会文書とともに、文書回答</p>	<p>同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 事務処理体制の概要 照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。 (1)～(2) （同左） (3) 局は、2 (2)の照会のうち重要な先例となるような事案については庁（審理室又は酒税課）へ上申するほか、当該事案のうち庁において審査すべきと判断されるものについては庁へ進達する。 (注) 1 重要な先例となる事案とは、例えば、新たに創設された税制に関連した取引等に関する照会で、その取扱いが明らかにされていないもの等、局における判断が困難と認められるものをいう。 2 庁において審査すべきものとは、例えば、その内容が全国的に波及し、解釈や取扱いを統一する必要のあるものをいう。 (4) （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>4 局における審査事務等 (1)～(2) （同左） (3) 取下書処理事務 照会者から、前提となる事実関係の変更等により、当該照会文書を取り下げたい旨の申出があった場合には、文書回答担当者は、取下書（任意様式）の提出を求める。文書回答担当者は、取下書を受理した場合には、その処理のてん末を記録し、当該取下書に係る照会文書とともに、<u>日付順又</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>関係書類として保存する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 関係部署への連絡等</p> <p>(1) 回答内容の連絡等</p> <p>文書回答担当者は、当該照会文書に係る庁関係主務課等又は局関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなど、その処理結果を連絡する。また、全ての処理が終了した場合には、関係書類を文書回答関係書類として保存する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>は項目別に編てつし、</u>文書回答関係書類として保存する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>5 (同左)</p> <p>6 関係部署への連絡等</p> <p>(1) 回答内容の連絡等</p> <p>文書回答担当者は、当該照会文書に係る庁関係主務課等又は局関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなど、その処理結果を連絡する。また、全ての処理が終了した場合には、<u>一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、</u>文書回答関係書類として保存する。</p> <p>(2) (同左)</p>

改正後

別紙1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）

令和 年 月 日	照	① 所在地 〒			
		② (フリガナ) 団体の名称	( )	電話番号	
	会	③ 法人番号	( )		
		④ (フリガナ) 代表者等の役職・氏名	( )	電話番号	
		(フリガナ) 担当者の氏名	( )	電話番号	
代理人	⑤ 住所・居所	( )			
	(フリガナ) 氏名	( )	電話番号		
国税局 審理課長 (審理官) 酒税課長 殿 国税局 審理課長 (審理官) 酒税課長 殿					
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」との おりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述され ている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容 及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で 紛争が起った場合には照会者の責任において処理することに同意します。					
⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の 疑義の要約及び照会者の求める見解 の内容）		別紙1-1のとおり			
⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取 引等関係者の名称、取引等における 権利・義務関係等）		別紙1-2のとおり			
⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求 める見解となることとの理由		別紙1-3のとおり			
⑩ 関係する法令条項等					
⑪ 添付書類		1 代理人による照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙1-4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料 ( )			
		整理欄	収受年月日		

(注意事項)

- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。  
特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があること  
にご留意ください。
- 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用す  
る場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。

改正前

別紙1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）

令和 年 月 日	照	① 所在地 〒			
		② (フリガナ) 団体の名称	( )	電話番号	
	会	④ 法人番号	( )		
		⑤ (フリガナ) 代表者等の役職・氏名	( )	電話番号	
		(フリガナ) 担当者の氏名	( )	電話番号	
代理人	住所・居所	( )			
	(フリガナ) 氏名	( )	電話番号		
国税局 審理課長 (審理官) 酒税課長 殿 国税局 審理課長 (審理官) 酒税課長 殿					
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」との おりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述され ている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容 及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で 紛争が起った場合には照会者の責任において処理することに同意します。					
⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の 疑義の要約及び照会者の求める見解 の内容）		別紙1-1のとおり			
⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取 引等関係者の名称、取引等における 権利・義務関係等）		別紙1-2のとおり			
⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求 める見解となることとの理由		別紙1-3のとおり			
⑩ 関係する法令条項等					
⑪ 添付書類		1 代理人による照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙1-4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料 ( )			
		整理欄	収受年月日		

(注意事項)

- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。  
特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があること  
にご留意ください。
- 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用す  
る場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。

改正後

別紙1-1

㉔ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）

改正前

別紙1-1

㉔ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）

改正後

別紙1-2

⑨ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

改正前

別紙1-2

⑨ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

改正後

別紙1-3

⑨ ⑩の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）

改正前

別紙1-3

⑩ ⑨の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」の記載要領</p> <p>1 提出先 照会に対する回答を文書により求めようとする方（以下「照会者」といいます。）は、この様式（添付書類を含む。）に必要事項を記載の上、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局の審理課（官）に提出してください。 ただし、次の照会については、それぞれ次に掲げる担当部署に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税の照会 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所轄国税局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）</li> </ul> </li> <li>・間接諸税（印紙税を除く。）の照会 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所轄国税局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）</li> </ul> </li> </ul> <p>2 「①所在地」 照会者の主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>3 「② 団体の名称」、「③ 法人番号」及び「④ 代表者等」 ②欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号、③欄に法人番号及び④欄に代表者等の役職及び氏名を記載してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。</p> <p>4 「⑤ 代理人」 税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載してください。</p> <p>5 「⑥ 同意事項等」 審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。</p> <p>6 「⑦ 照会の趣旨」 取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。 また、この欄に書ききれない場合は、適宜、別紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑧及び⑨についても、同様です。）。</p> <p>7 「⑧ 照会に係る取引等の事実関係」 照会事項に関係する当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。</p> <p>8 「⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由」 ⑧の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となること理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。</p> <p>9 「⑩ 関係する法令条項等」 ⑨の見解となること理由に関係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。</p> <p>10 「⑪ 添付書類」 照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を（ ）内に簡単に記載してください。</p>	<p style="text-align: center;">「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」の記載要領</p> <p>1 提出先及び提出部数 照会に対する回答を文書により求めようとする方（以下「照会者」といいます。）は、この用紙（添付書類を含む。）に必要事項を記載の上、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局の審理課（官）に1部提出してください。 ただし、次の照会については、それぞれ次に掲げる担当部署に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税の照会 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所轄国税局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）</li> </ul> </li> <li>・間接諸税（印紙税を除く。）の照会 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所轄国税局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）</li> </ul> </li> </ul> <p>2 「②所在地」 照会者の主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>3 「② 団体の名称」、「④ 法人番号」及び「⑤ 代表者等」 ②欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号、④欄に法人番号及び⑤欄に代表者等の役職及び氏名を記載してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。</p> <p>4 「⑥ 代理人」 税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載してください。</p> <p>5 「⑦ 同意事項等」 審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。</p> <p>6 「⑧ 照会の趣旨」 取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。 また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑧及び⑨についても、同様です。）。</p> <p>7 「⑨ 照会に係る取引等の事実関係」 照会事項に関係する当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。</p> <p>8 「⑩ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由」 ⑧の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となること理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。</p> <p>9 「⑪ 関係する法令条項等」 ⑩の見解となること理由に関係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。</p> <p>10 「⑫ 添付書類」 照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を（ ）内に簡単に記載してください。</p>

改正後

11 その他留意事項

(1) チェックシートの記載等

文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たした上で、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から、回答することが適切であると回答者が判断した照会であることが必要です。したがって、照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください（詳しくは、国税局等の窓口でご相談ください）。

(2) 公表等

本件照会及び回答文書の内容については、多数の納税者に係る国税に関する法令についての予測可能性の向上等の観点から、速やかに公表することとしています。事前照会に対する文書回答手続のような公表の延期手続はありませんので、ご注意ください。

改正前

11 その他留意事項

(1) チェックシートの記載等

文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たした上で、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から、回答することが適切であると回答者が判断した照会であることが必要です。したがって、照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください（詳しくは、国税局等の窓口でご相談ください）。

(2) 公表等

本件照会及び回答文書の内容については、多数の納税者に係る国税に関する法令についての予測可能性の向上等の観点から、速やかに公表することとしています。事前照会に対する文書回答手続のような公表の延期手続はありませんので、ご注意ください。

